

## 滋賀県物品関係入札参加停止基準

滋賀県物品関係入札参加停止基準（平成 17 年 1 月 14 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この基準は、物品の買入れ契約等に係る有資格業者の入札参加停止の措置の適正かつ統一的な処理を行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 有資格業者 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）第 5 条に規定する有資格者名簿に登録された者をいう。
- （2） 物品の買入れ契約等 物品の買入れもしくは売払いもしくは物品の製造もしくは修繕の請負の契約または役務の提供に係る契約（建設工事に係るものを除く。）をいう。
- （3） 課または地方機関等 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 2 条に規定する課、事務局および地方機関、滋賀県企業庁組織規程（平成 23 年滋賀県企業庁規程第 1 号）第 2 条に規定する課ならびに滋賀県病院事業庁組織規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 1 号）第 6 条から第 9 条に規定する課等をいう。
- （4） 県発注等 県および県の設立に係る公社、公益法人等による発注をいう。

（入札参加停止）

第 3 条 知事は、有資格業者が別表第 1 および別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 知事が入札参加停止を行ったときは、契約担当者（滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 2 条第 8 号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、物品の買入れ契約等のための相手方の選定に際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を入札に参加させ、または指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に入札に参加させ、または指名しているときは、当該入札参加資格または指名を取り消すものとする。

3 知事は、入札参加停止の決定を行う上で必要があると認めるときは、あらかじめ入札参加停止をしようとする有資格業者または関係者から事情を聴くことができ

る。

- 4 課または地方機関等の長は、当該課または地方機関等が発注する契約について、有資格業者が別表各号に規定する入札参加停止の事由に該当するに至ったときは、速やかに様式第 1 号により会計管理局長に報告しなければならない。

（下請負人等および共同企業体の構成員に関する入札参加停止）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき下請負人または再委託先があることが明らかになったときは、当該有資格業者についても、元請負人または受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

- 2 知事は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員である有資格業者（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該各号に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

- 3 知事は、前条第 1 項または前 2 項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第 5 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期および長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の入札参加停止の期間が 1 か月に満たないときは、1.5 倍、別表第 2 第 12 号の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍）の期間とする。

- (1) 別表第 1 各号または別表第 2 各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号または別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第 2 第 1 号から第 3 号までまたは第 4 号から第 12 号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 3 号までまたは第 4 号から第 12 号までの措置要件に該当することとな

ったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号および第1項の規定による長期を越える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超えるときは36か月）まで延長することができる。
- 5 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項および次条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、別表第2第12号の措置要件に係る当初の入札参加停止期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができる。
- 7 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第6条 知事は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を入札参加停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、または県の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合において、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第9号、第11号または第12号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、

2.5 倍) の期間

- (2) 別表第 2 第 4 号から第 12 号までに該当する有資格業者(その役員または使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令または公契約関係競売等妨害(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。)もしくは談合(刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反または公契約関係競売等妨害もしくは談合に係る首謀者(独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき。(前号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍(別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあっては、2.5 倍)の期間

- (3) 別表第 2 第 4 号から第 6 号までまたは第 12 号に該当する有資格業者について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があったとき(前 2 号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍(別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあっては、2.5 倍)の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、またはあったことが明らかになった場合において、当該関与行為に関し、別表第 2 第 4 号から第 6 号までまたは第 12 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第 1 号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月(別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあっては、1.5 か月)を加算した期間

- (5) 県または他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 7 号から第 12 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。(第 1 号または第 2 号の規定に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月(別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあっては、1.5 か月)を加算した期間

(入札参加停止の審査等)

第 7 条 知事は、第 3 条第 1 項もしくは第 4 条各項の規定により入札参加停止を行い、または第 5 条第 5 項の規定により入札参加停止の期間を変更しようとするときは、物品買入れ等業者選定審査会(以下「審査会」という。)の審査を経なければならない

い。

2 知事は、第5条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、審査会に報告するものとする。

3 知事は、別表第2第13号から第17号までに掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行おうとするときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第8条 知事は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

(入札参加停止の承継)

第9条 入札参加停止の期間中の有資格業者から入札参加資格に係る業務を承継する者は、入札参加停止措置も承継するものとする。

(入札参加停止の通知等)

第10条 知事は、第3条第1項もしくは第4条各項の規定により入札参加停止を行ったときは、様式第2号により当該有資格業者に、様式第3号により課または地方機関等の長に通知するとともに、概要を公表するものとする。

2 知事は、第5条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、または同条第7項の規定により入札参加停止を解除したときは、様式第4号により当該有資格業者に、様式第5号により課または地方機関等の長に通知するとともに、概要を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が県発注等の物品の買入れ契約等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第 12 条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者に、物品の買入れ契約等の全部または一部を下請負させ、または再委託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(苦情申立て)

第 13 条 第 3 条第 1 項もしくは第 4 条各項の規定による入札参加停止または第 8 条の規定により警告または注意の喚起(以下「警告等」という。)の措置を受けた者は、当該措置について、知事に対して書面(次項および次条第 4 項において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号または名称ならびに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨および理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して 2 週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第 14 条 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 5 日以内(滋賀県の休日进行を定める条例(平成元年滋賀県条例第 10 号)第 1 条に規定する県の休日を含まない。)に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

3 知事は、前条第 3 項に規定する申立期間を経過したとき、またはその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 知事は、第 1 項の回答をしたときは、申立書面および同項の書面の内容を速やかに公表するものとする。

(その他)

第 15 条 この基準に定める入札参加停止に関する事務は、会計管理局管理課で所掌する。

2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会計管理局長が別に定める。

付 則

1 この基準は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

2 この基準の施行日前に発生した行為に対する入札参加停止の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第 1 第 1 号から第 4 号までおよび第 6 号の規定は、この基準の施行日以後に公告した県発注の物品の買入れ契約等に適用し、同日前に公告した県発注の物品の買入れ契約等については、なお従前の例による。

3 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4 この基準の施行日前に発生した行為に対する入札参加停止の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第 1 第 1 号から第 4 号までおよび第 6 号の規定は、この基準の施行日以後に公告した県発注の物品の買入れ契約等に適用し、同日前に公告した県発注の物品の買入れ契約等については、なお従前の例による。

付 則

1 この基準は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

2 この基準の施行日前に発生した行為に対する入札参加停止の適用については、なお従前の例による。

別表第1 契約違反等に基づく措置基準

| 措 置 要 件                                                                                                                                                                                                                                           | 期 間                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <p><b>(虚偽記載)</b></p> <p>1 県発注等の物品の買入れ契約等に係る一般競争および指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                                                                                          | <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>                             |
| <p><b>(粗雑履行等)</b></p> <p>2 県発注等の物品の買入れ契約等の履行に当たり、故意または過失により、履行を粗雑にしたとき。ただし、その瑕疵が軽微であるときを除く。</p>                                                                                                                                                   | <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>                             |
| <p><b>(契約違反)</b></p> <p>3 前号に掲げる場合のほか、県発注等の物品の買入れ契約等の履行に当たり、契約に違反し、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                                                                                                                               | <p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>                             |
| <p><b>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</b></p> <p>4 県発注等の物品の買入れ契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>5 県内における物品の買入れ契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p> |
| <p><b>(安全管理措置の不適切により生じた物品の買入れ契約等関係者事故)</b></p> <p>6 県発注等の物品の買入れ契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、物品の買入れ契約等関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>7 県内における物品の買入れ契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、物品の買入れ契約等関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>    | <p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p> |

## 別表第2 不正行為に基づく措置基準

| 措 置 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 期 間                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(贈賄等)</b></p> <p>1 次に掲げる者が県および県の設立に係る公社、公益法人等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（業者の役員（執行役員を含む。）またはその支店もしくは営業所（常時物品の買入れ契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 使用人（業者の使用人でロに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>2 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p><b>(独占禁止法違反行為)</b></p> <p>4 県内において、業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められ</p> | <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以</p> |

|                                                                                                       |                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| るとき（次号および第 12 号に掲げる場合を除く。）。                                                                           | 上 9 か月以内                           |
| 5 県発注等の業務に関し、独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号に違反し、物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められるとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。            | 当該認定をした日から 3 か月以上 12 か月以内          |
| 6 県外において、他の公共機関の職員が発注する業務に関し、代表役員等または一般役員等が、独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 | 刑事告発を知った日から 1 か月以上 9 か月以内          |
| <b>（公契約関係競売等妨害または談合）</b>                                                                              |                                    |
| 7 県内の他の公共機関の職員が発注する業務に関し、一般役員等または使用人が公契約関係競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                  | 逮捕または公訴を知った日から 2 か月以上 12 か月以内      |
| 8 県外の他の公共機関の職員が発注する業務に関し、一般役員等が公契約関係競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                        | 逮捕または公訴を知った日から 1 か月以上 12 か月以内      |
| 9 県発注等の業務に関し、一般役員等または使用人が公契約関係競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。            | 逮捕または公訴を知った日から 3 か月以上 12 か月以内      |
| 10 他の公共機関の職員が発注する業務に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                          | 逮捕または公訴を知った日から 3 か月以上 12 か月以内      |
| 11 県発注等の業務に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。                     | 逮捕または公訴を知った日から 4 か月以上 12 か月以内      |
| <b>（重大な独占禁止法違反行為等）</b>                                                                                |                                    |
| 12 県発注等の業務に関し、次のイまたはロに掲げる場合に該当することとなったとき（政府調達に関する協定（平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。    | 刑事告発、逮捕または公訴を知った日から 6 か月以上 36 か月以内 |
| イ 独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（業者である法人の役員もしくは使用人または業者である個                                   |                                    |

|                                                                                                                                                                        |                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <p>人もしくはその使用人が刑事告発を受け、または逮捕された場合を含む。。</p> <p>ロ 業者である法人の役員もしくは使用人または業者である個人もしくはその使用人が公契約関係競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>                                |                                         |
| <p><b>(暴力団等)</b></p>                                                                                                                                                   |                                         |
| <p>13 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。</p>                                         | <p>12 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで</p> |
| <p>14 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。</p>                                                         | <p>6 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで</p>  |
| <p>15 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。</p>                                                | <p>6 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで</p>  |
| <p>16 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>                                                                                       | <p>3 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで</p>  |
| <p>17 業者、業者の役員等または業者の経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員または前3号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。ただし、業者または業者の役員等が暴力団、暴力団員または前3号のいずれかに該当する者から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。</p> | <p>2 か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで</p>  |
| <p><b>(不正または不誠実な行為)</b></p>                                                                                                                                            |                                         |
| <p>18 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                                                                       | <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>             |
| <p>19 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または拘禁刑以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品の買入れ契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                          | <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>             |